

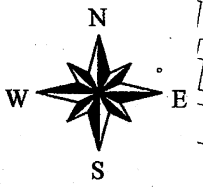
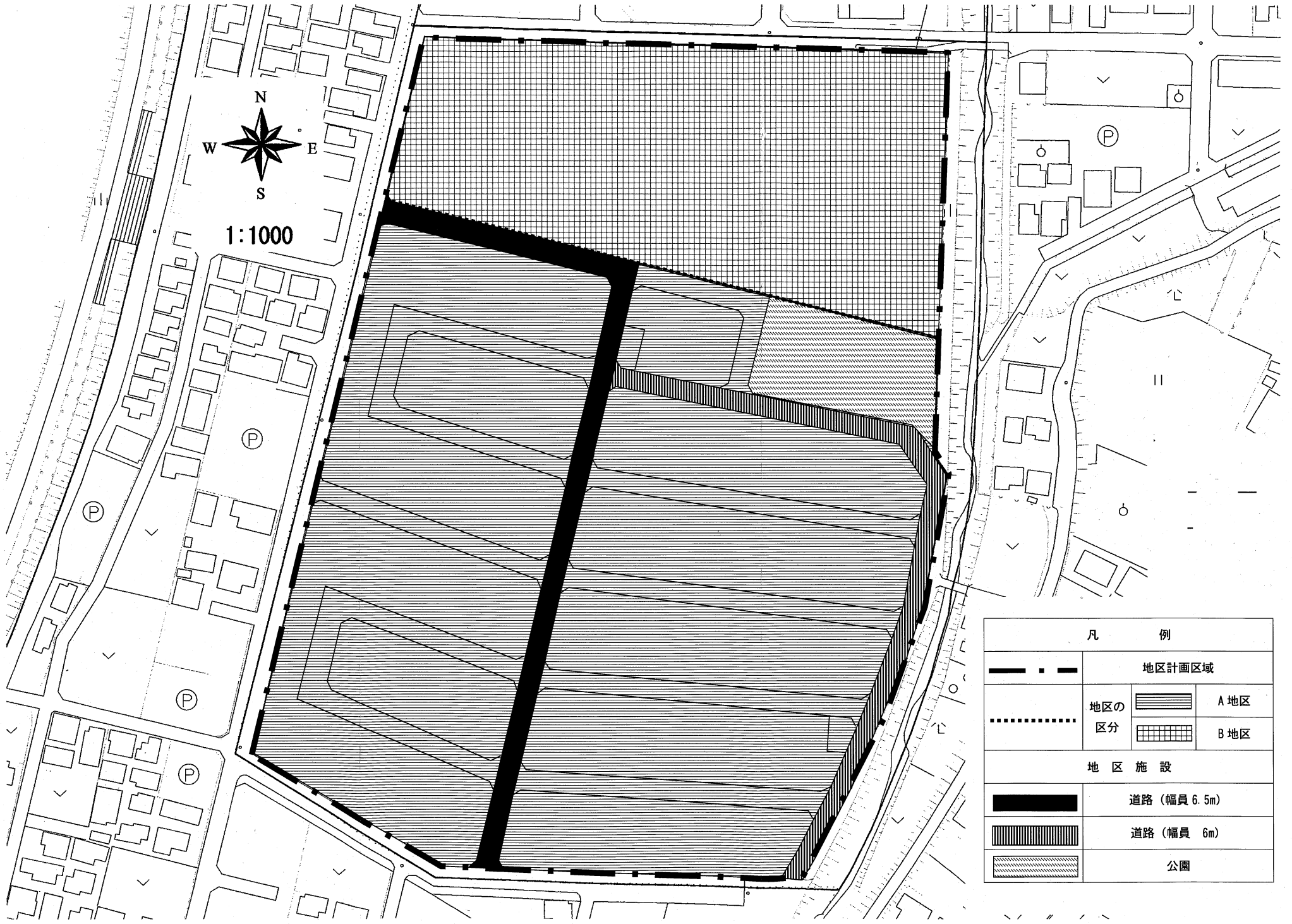
海老名都市計画地区計画の決定(海老名市決定)

都市計画下今泉一丁目地区地区計画を次のように決定する。



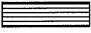

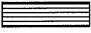

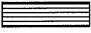




名称		下今泉一丁目地区地区計画	
位置		海老名市下今泉一丁目地内	
面積		約4.6ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、海老名市北部にあって、JR相模線、小田急小田原線及び相模鉄道線海老名駅から北西へ約1kmに位置し、昭和30年代に工場の進出がなされたが昨今の産業構造の変化等により工場の移転がなされ、また周辺は良好な住宅地となっている状況である。そのため、市内の主要駅から約1kmという至便な立地条件や西側を流れる相模川及び都市計画緑地さがみ三川緑地など周辺の土地利用の状況を鑑み、本市の都市づくりの目標である「ゆとりと活力に満ち、環境と共生するまち」を実現すべく、土地利用及び建築物に関する方針を定め、良好な住宅地の形成を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	本地区は良好な居住環境を有する、安全で快適な新市街地として、戸建て住宅を主体とする低層住宅等の立地を図る地区とする。	
	建築物等の整備の方針	A地区・・・ゆとりある住宅地としての市街地空間を形成し、良好な居住環境の維持、保全を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度及びかき又はさくの構造の制限について定める。 B地区・・・寺院用地として、周辺の住宅地と調和の取れた景観を表現するため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、高さの最高限度を定める。	
	緑化の方針	緑豊かな潤いのある街並みを形成するために、敷地内の積極的な緑化を図る。	
地区施設の配置及び規模	道路	幅員 6.0m 延長 約250m	幅員 6.5m 延長 約270m
	公園	1箇所約1,680㎡	
地区の区分	区分の名称	A地区	B地区
	区分の面積	約3.4ha.	約1.2ha.
地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。	
		(1)住宅(3戸以上の住戸を有する長屋を除く。) (2)共同住宅(3戸以上の住戸を有するものを除く。) (3)前各号に規定する建築物で診療所(患者の入院施設を有するものを除く。)の用途を兼ねるもの及び事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの (4)前各号の建築物に附属する自動車車庫、物置その他これらに類する用途に供するもの	(1)寺院(本堂、講堂、山門、鐘楼、塔、回廊、庫裏、経楼、僧坊、庫院、方丈等の建築物をいう。) (2)前号に附属する自動車車庫、物置その他これらに類する用途に供するもの。

地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	110㎡	-
		壁面の位置の制限	建築物(門又は塀を除く。)の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とし、隣地境界線までの距離は0.6m以上とする。 ただし、次の各号の一に該当する建築物及び建築物の部分はこの限りではない。 (1)自動車車庫 (2)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの (3)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの	建築物(門又は塀を除く。)の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は3.0m以上とする。 ただし、次の各号の一に該当する建築物及び建築物の部分はこの限りではない。 (1)自動車車庫 (2)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの (3)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの
		建築物の高さの最高限度等	(1)最高高さ10.0m、軒高7.0mを超えてはならない。ただし片流れ屋根の場合の軒高は9.0mを超えてはならない(この場合においても水下側の軒の高さは7.0mを超えてはならない)。 (2)建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、6.5mを加えたもの以下とする。	(1)本堂については最高高さ15.0mを超えてはならない。その他の建築物については最高高さ10.0m、軒高7.0mを超えてはならない。 (2)建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、6.5mを加えたもの以下とする。
		かき又はさくの構造等の制限	道路に面するかき又はさくは、生垣又は透視可能なフェンス等とする。但しフェンス等の基礎の高さは0.6mを限度とする。	-

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」



1:1000

凡 例				
	地区計画区域			
	地区の 区分			
	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>A地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B地区</td> </tr> </table>		A地区	
	A地区			
	B地区			
地区施設				
	道路 (幅員 6.5m)			
	道路 (幅員 6m)			
	公園			